

都市構造の集約化のための施策パッケージ

高松市立地適正化計画に基づく都市構造の集約化を実現するため、実施予定の施策や事業を取りまとめ、『17の総合的な施策パッケージ』として、具体的に取組を進めています。

- 1 特定用途制限地域の見直し
- 2 居住誘導区域外の用途白地地域における適正な住居系開発行為の誘導
- 3 移住・定住の促進
- 4 空家改修補助制度の運用変更
- 5 無接道地に存する空き家除却支援事業
- 6 フラット35を活用したコンパクトシティ形成のための居住誘導施策
- 7 (仮称)たかまつ安心あんぜん住宅事業
- 8 太陽光発電システム設置費の補助事業
- 9 中央商店街空き店舗活用支援事業
- 10 担い手への農地集積促進事業
- 11 優良農地確保対策事業
- 12 溢水への対応
- 13 中心市街地開発誘導事業（容積率ボーナス）
- 14 生活道路整備事業
- 15 居住誘導区域内の空家を対象とした、公共下水道接続及び雨水利用促進に対する助成
- 16 用途白地地域における開発道路等の受け入れについて
- 17 都市計画道路網再編及び道路整備プログラムの見直しについて

地域住民の住生活維持に重要な役割を果たす道路等の公共施設のうち、民間の開発行為により整備されるものに関し、市の受け入れや管理の運用を見直し、将来にわたり安心して利用できるよう、セーフティネット方策を構築した。

- 都市構造の集約化を進める中、今後、都市機能の利便性を享受しつつ、**現在の都市基盤の保全**と自然との調和を図り、豊かさを感じられる住みやすいまちを目指す**居住誘導区域外等**においては、**民間の開発行為により整備される公共施設を有効に活用**していくことも重要になる。
- しかし、申請者（民間）管理の公共施設は、所有者の変更や倒産等により、**適切な管理や維持保全を担保できなくなる危険性**がある。
- 一方、市がこうした公共施設を受け入れ、将来にわたって公費により維持管理を行っていくためには、**安全性や機能性等、公共施設として適切な水準を有し、かつ、市の都市計画に沿ったもの**とするよう、誘導していく必要がある。

公共施設の受入れ方針の変更のポイント

- (1) 開発行為に伴い整備される公共施設は、原則、受入れを実施
 - ⇒受入れのため必要な構造等の条件を、要綱等に規定し明確化
 - ・要綱等の整備・改正を行い、広く周知
 - ・関係課で横断的に審査、内容確認（事務処理の改善も実施）
- (2) 公共下水道事業計画区域外での対応
 - ⇒公共下水道施設に代わる宅地排水の放流手法を確立
- (3) 運用変更に伴う救済措置
 - ⇒既存の公共施設への救済措置
- (4) その他のセーフティネット方策
 - ⇒公共施設の状況に関する情報提供、公共施設の指針 等

開発行為に伴い整備される公共施設の受け入れについて

【公共施設の受け入れに関する要綱体系】

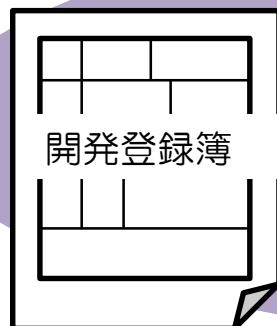
○受け入れに関する要綱

- ・目的： 良質な公共施設の整備を図り、地域住民の都市生活のための秩序ある良好な都市環境の形成に寄与
- ・所管課： 法第32条協議と管理を所管する課を明示
- ・望ましい公共施設の指針： **公共施設の望ましい在り方を明示**
- ・公共施設の状況の公示： 公共施設・申請者管理の有無
その他の重要情報を記載
- ・受け入れのための基準： 各所管課の要綱を引用。受入条件

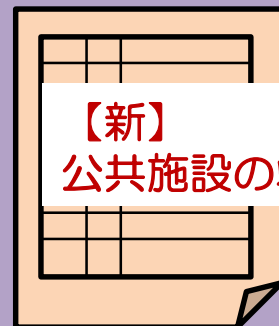
公共施設の指針

各所管課の公共施設受け入れ及び施設管理要綱（令和2年4月1日施行）

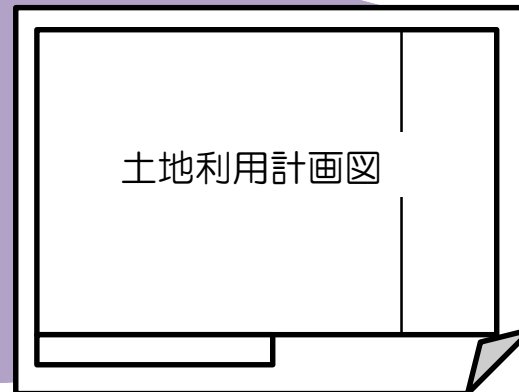
【閲覧対象書類】



+

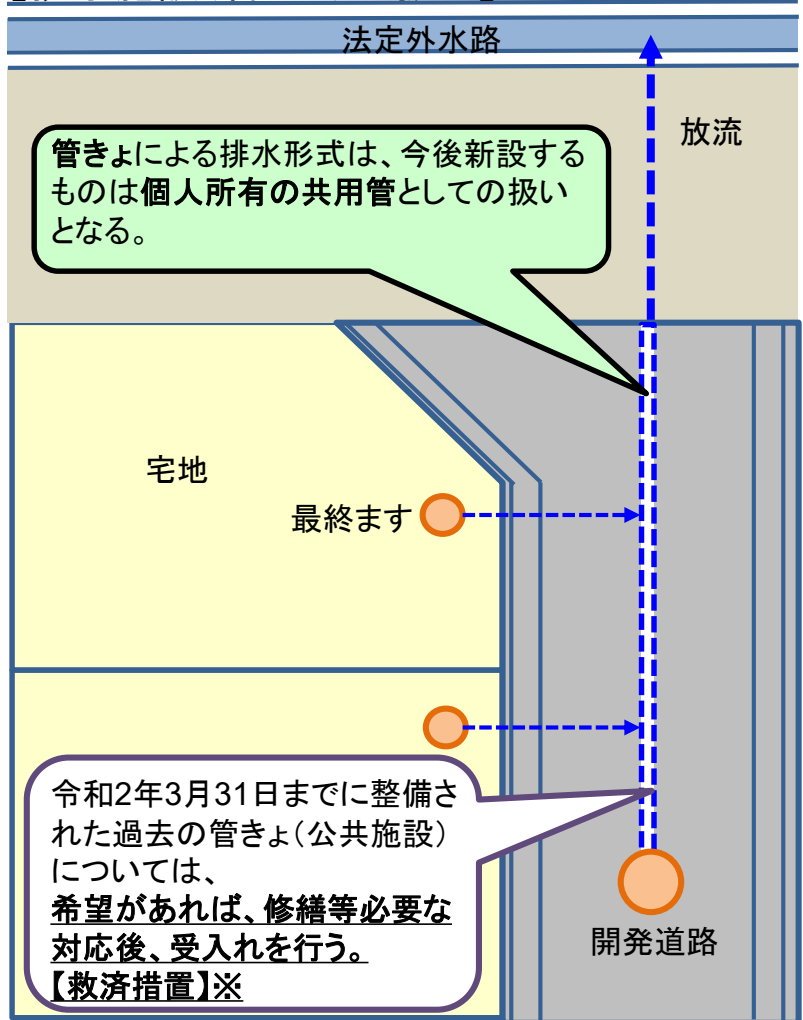


+

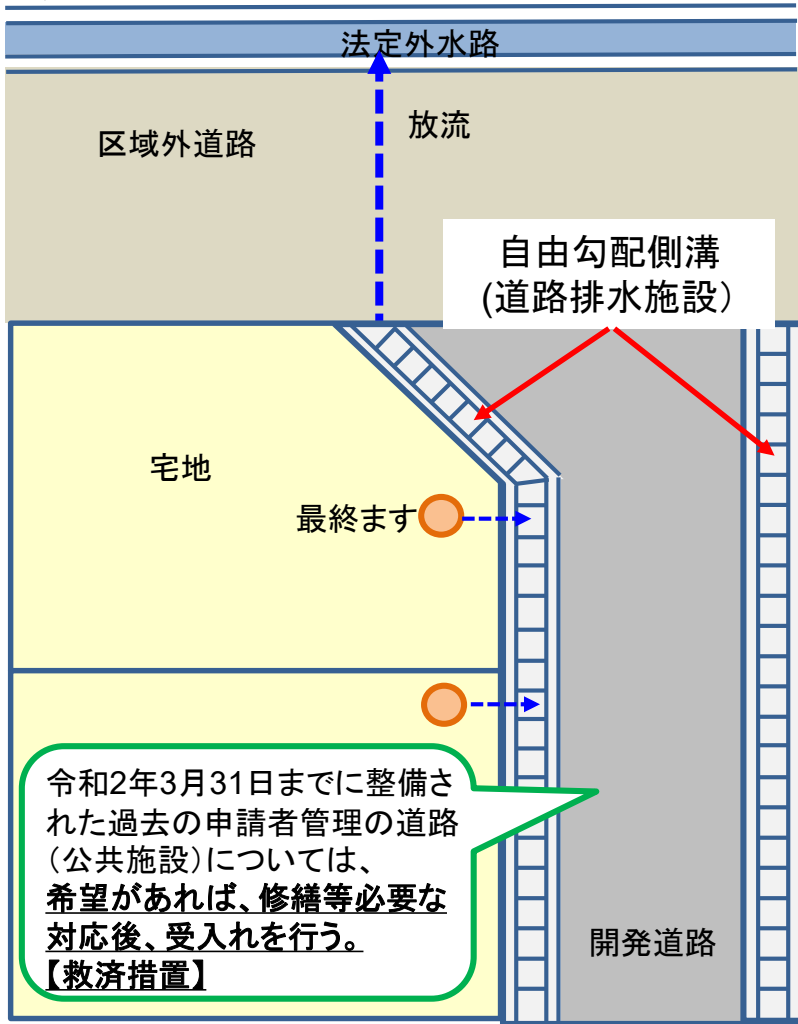


公共下水道事業計画区域外での排水施設の対応案及び救済措置について

【排水施設(管きよ)の扱い】



【排水施設(自由勾配側溝)の扱い】



推奨

区域外での公共下水道施設の位置付けはできないことや、地元での通常管理が容易であることなどから、宅地排水については、道路排水施設である自由勾配側溝を経由する方式を推奨する。

従来、機能管理上の理由から、道路排水施設である自由勾配側溝には宅地排水の接続を許容していなかったが、**令和2年4月1日からこれを許容し、公共下水道に代わる対応として整備を推奨し、受入れを行う。**

※部分については、都市計画法とは別の根拠に基づくこととした。